6　（略） 7　役員の兼職状況 （略） （記載上の注意） 1　法第120条第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第120条第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しく名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。 ２～４　（略） ８～10　（略） 11　紛争解決等業務の状況 ⑴　苦情処理手続の実施状況 ア　苦情処理手続の受付件数（当期の状況） （略） （記載上の注意） 「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数を全て計上すること。 イ・ウ　（略） ⑵　紛争解決手続の実施状況 ア　紛争解決手続の受付件数（当期の状況） （略） （記載上の注意） 「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数を全て計上すること。 イ・ウ　（略） ⑶・⑷　（略） 12・13　（略）	6　（略） 7　役員の兼職状況 （略） （記載上の注意） 1　法第121条の８第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第121条の８第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しく名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。 ２～４　（略） ８～10　（略） 11　紛争解決等業務の状況 ⑴　苦情処理手続の実施状況 ア　苦情処理手続の受付件数（当期の状況） （略） （記載上の注意） 「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。 イ・ウ　（略） ⑵　紛争解決手続の実施状況 ア　紛争解決手続の受付件数（当期の状況） （略） （記載上の注意） 「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。 イ・ウ　（略） ⑶・⑷　（略） 12・13　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第二十五条の規定に基づき全国連合会が特定組合の監査の事業を行う間、この命令による改正前の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十二条第三項及び第四十二条の四第二項第三号の規定は、なおその効力を有する。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令等の一部を改正する命令の一部改正）

第三条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令等の一部を改正する命令（令和二年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正後欄の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第一号ホ⑵中「別紙様式第一号（一）」を「別紙様式第二号（一）」に、「別紙様式第三号（一）」を「別紙様式第四号（一）」に改め、同条第三項第一号ハ⑵中「別紙様式第六号（二）」を「別紙様式第七号（二）」に、「別紙様式第七号（二）」を「別紙様式第八号（二）」に改める。